

## 第77回農地総会議事録

開催日時	令和5年11月8日（水） 午後3時30分から	
開催場所	高知市役所本庁舎6階 618会議室	
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・石黒 康誠・植田 俊博・加藤 孝幸・長山 裕美・ 中島 義幸・大野 哲・森田 浩明・古田 辰雄・竹内 佳代・中島 正根・ 前田 真作・久保 壽美男・川澤 一博・中村 富貴・山脇 天臣 以上17名	
欠席委員	山本 和正・廣瀬 良之 以上2名	
事務局出席者	永野事務局長・上田次長・近森主幹・竹内係長・島田主任・岡本主査補 以上6名	
高知市出席者	農林水産部農林水産課 島崎課長・西森係長・横山主査 以上3名	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 ① 所有権移転 ② 貸借権設定 ③ 中間管理権設定・一括方式 第4号議案 高知（高知市）農業振興地域整備計画の変更の件 議案外（報告） ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件 ⑥買受適格者証明願の件	
備考【添付書類】	<input type="checkbox"/> 第77回農地総会議案書 <input type="checkbox"/> 現地案内図 <input type="checkbox"/> 議案関連資料 <input type="checkbox"/> 令和5年度 今後のスケジュール（予定） <input type="checkbox"/> 転用申請等の結果について（報告）	

開 会	(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分))
議 長	ただ今より第77回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は山本和正委員、廣瀬良之委員の2名です。委員総数19名中、17名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
委 員 議 長	(異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は植田俊博委員と久保壽美男委員の2名にお願いいたします。
議 事 議 長	只今から、議案の審議を行います。 今日は農振の案件がありますので、そちらを先に審議いたします。 第4号議案、高知市農業振興地域整備計画の変更の件を議題といたします。 農業振興地域整備計画の全体見直しについては、農業振興地域の整備に関する法律の施行規則第3条の2第2項におきまして、「市長は農業委員会の意見を聴かなければならぬ」と定められております。 今回、高知市長より意見の諮問を受けておりますので、ご審議をお願いします。 それでは、農林水産課より議案の説明をお願いいたします。 (高知市農業振興地域整備計画の変更の件について説明) 第4号議案の説明が終わりました。 ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
島崎課長 議 長	教えてください。農業振興地域整備計画が作成され、県が承認した場合には、その結果についてどこかで公開をするのでしょうか。 最終的に県との協議が終了しましたら、公告・縦覧期間というものを設けるようになります。 予定といたしましては、来年の1月末頃から公告を行いまして、その後に縦覧期間となります。
中島(正)委員 島崎課長	これまでも、農業振興地域整備計画の除外ということで団体協議をさせていただい

	おりましたが、その流れと基本的には変わりません。
中島（正）委員	これからは、地図で判断していくことでしょうか。
島崎課長	これまで、農林水産課では地番で管理している土地と小字ごとに管理している土地など様々でしたが、今回の見直しから全て地番管理とすることにいたしました。
中島（正）委員	新しい農業振興地域整備計画については、どこで確認できるのですか。
島崎課長	高知市のホームページで公開いたします。
	農業振興地域整備計画という所がございますので、そちらで確認いただくことが可能となっております。
近森主幹	農業委員会は農地総会に諮った議案に関して、総合的な意見を議決して農林水産課へ回答をしておりましたが、どのような形で回答をするのでしょうか。
島崎課長	農業委員会からの回答につきましては、これまでの農業振興地域整備計画の除外や編入と同じようにご回答いただけたらと思います。
中島（正）委員	今後は農業振興整備計画の見直しは5年ごとぐらいで行うのでしょうか。
島崎課長	今回、かなり大きな見直しを行いましたので、しばらく行う予定はないと考えております。また、社会情勢等に変化がありましたら、その時に市として考えていけたらと思っております。
大野委員	現在、農業委員会が10年後に保存するべき農地として、地域計画を作ろうとしておりますが、それと連動する形で農振地域の見直しの意見を要望していく形になるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
島崎課長	大野会長がおっしゃられたとおりに、今後、地域計画の動きを踏まえて、必要な時に必要な見直しを行っていくことになるのではないかと考えております。
議長	従来の農振地域の中山間地域等直接支払制度必須要件については、これまでほとんど変化はありませんか。
島崎課長	説明が抜かっておりましたが、国の事業を行う場合には、農地としてその受益地になっている農地については国の法律でも定められておりますように、農業振興を積極的に図っていくべき農地として指定します。
	加藤議長よりお話がありましたが、中山間地域であれば中山間地域の農地を保全していく目的で、中山間地域等直接支払制度がございますが、今回の見直しでは中山間地域は特に農地が点在しております。こうした農地は、現在国の事業など様々な事業を活用しており、その受益対象の農地というのは、今回も農用地区域の指定をしております。また、平坦部におきましては多面的機能支払で、直接支払いを受けている農地については、要件が「農業振興地域の農用地区域の指定を受けていること」となっております、各農地のこうした事業等の実施状況を踏まえて、引き続き農用地区域の指定

	受けられるように区域指定を行ております。
議長	農用地区域の除外や編入などの案件を審議する時期についてはどうなりますか。
島崎課長	今回、昨年度の11月から全体見直しに着手するということで、農振の除外や編入については、現在、受付を一時中止しております。
	また、来年度から年2回の審議を予定しております。
議長	令和6年から、年2回審議を行うということですね。
	他にご意見、ご質問はございませんか。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	第4号議案について、高知市長に対して「変更をやむを得ない」と回答することにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
委員	(異議なし)
議長	それでは、そのよう回答することに決定いたします。
農林水産課	農林水産課はここで退席となります。どうもありがとうございました。
	(退席)
議長	続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。
	事務局より説明をお願いいたします。
島田主任	第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。
	議案書は2ページをご覧ください。
	今月は9件の申請が出されております。
	議案書は3ページをご覧ください。
	案件1は、五台山、登記地目田、現況畑、603m <sup>2</sup> 外5筆、合計3,030m <sup>2</sup> を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。
	現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地です。
	申請書の別添によりますと、譲受人は経営農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地では、夏は水稻、それ以外の時期は食品会社の漬物加工用として、カブ・大根等を栽培する予定とのことです。
	農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。
	譲受人は農業に常時従事しており、妻と別世帯の息子も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。
	周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。

続きまして、案件2と案件3は、譲渡人が同一で、譲受人は同一世帯の親子関係のため、まとめてご説明いたします。

案件2は、布師田、田、1,365 m<sup>2</sup>を、案件3は、布師田、田、705 m<sup>2</sup>を、それぞれ譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが案件2の申請地、黄色が案件3の申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は高知市と南国市に経営農地があり、全て耕作しており、申請地では水稻を栽培することです。

南国市の農地について、南国市農業委員会に耕作状況を照会したところ、全て耕作している、との回答でした。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農薬の使用方法等については、周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻を栽培するため、周辺農地への影響は特にないと考えるとのことです。

続きまして、案件4は、一宮しなね一丁目、畑、198 m<sup>2</sup>を、自宅に近接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地、緑が譲受人の自宅となっております。

譲受人は農地台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書及び申請書の別添によりますと、譲受人は今後の食材を補うことと健康維持のため申請地を取得することとし、野菜の栽培を予定しているとのことです。

農機具については、耕耘機と草刈機を所有しているとのことです。

周辺農地への影響につきましては、防除を行う際は関係者の了解を得て作業を行うとのことです。

続きまして、4ページの案件5は、大津甲、田、96 m<sup>2</sup>外6筆、合計3,262 m<sup>2</sup>を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は高知市と南国市に経営農地があり、全て耕作しており、申請地では水稻を栽培することです。

所有農地の耕作状況についてご説明いたしますので、本日お配りしました資料①をご覧ください。1ページから4ページが高知市仁井田の農地ですが、2ページの写真では資材置場・駐車場として使用しており、無断転用状態となっております。また、

	<p>3ページについても農地の一部を廃材処理場として使用しております。</p> <p>5ページは南国市からの回答ですが、部分的に農業用施設があつたりするなど、保全管理となっておりますが、全体としては耕作されているとのことです。</p> <p>農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>農薬の使用方法等については、申請地の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻を栽培するため、周辺農地への影響は特にないと考えるとのことです。</p> <p>なお、申請地の一部について利用権が設定されておりましたが、後ほど報告します、議案外報告④の案件3と4の合意解約後に申請されたものです。</p> <p>続きまして、5ページにまたがる案件6から9については、譲受人が同一となっておりますので、まとめてご説明いたします。</p> <p>案件6は、春野町仁ノ、登記地目田、現況畠、1,157m<sup>2</sup>を、案件7は春野町仁ノ、登記地目田、現況畠、547m<sup>2</sup>を、議案書5ページにまたがります案件8は、春野町仁ノ、登記地目田、現況畠、998m<sup>2</sup>を、案件9は春野町仁ノ、登記地目田、現況畠、76m<sup>2</sup>を、全て経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが案件6、黄色が案件7、緑が案件8、青が案件9の申請地となっております。</p> <p>申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を、全て耕作又は保全管理しており、今回の申請地では、栗を栽培する予定とのことです。</p> <p>農機具については、刈払機を4台所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。</p> <p>以上、案件5については、補正期限の11月2日までに高知市の所有地の農地性が認められなかつたことから、農地法第3条第2項第1号に該当するため、許可要件を満たさないものと考えております。</p> <p>その他の案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p>
議長	

	<p>案件が第二、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
森田委員長	<p>続いて、第三事前審査会の中島正根副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件2から案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p> <p>また、案件5については、譲受人が所有する農地が違反転用と思われる農地ですので、該当する土地を農地として復原するように指導し、今月は保留することが妥当と判断をしました。</p>
中島（正）委員長	<p>続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件6から案件9については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
川澤委員長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
議員	<p>（意見、質問なし）</p>
竹内係長	<p>案件5について、事務局から現地の状況を説明いたします。</p> <p>譲受人になられる方は、高知市及び南国市に農地を所有しております。</p> <p>事前審査会の段階では、南国市の農地については、南国市農業委員会より、一部に農地性の認められない農地があるとの回答でしたが、その後、改めて南国市農業委員会より、「農地については是正をしていただきました」との報告があり、全て耕作及び保全管理できているとの回答をいただきましたので、報告させていただきます。</p> <p>高知市の土地については、仁井田地区に農地を所有されておりますので、第二事前審査会で現地の状況について伺ったところ、近隣の方から、苦情が出たりしているとのことです。</p> <p>資料では、4ページに航空写真を掲載しております。航空写真上で赤く囲んでおります。所が当該の土地になります。</p> <p>東側の部分が少し緑色になって雑草が生えているように見えますが、今現在は資料1ページ目の写真1段目と2段目のようにになっており、農地への復原はできております。</p> <p>問題は西側の農地です。</p> <p>7 申請の段階で申請者に対して、現在の状況では農地とは認められない、違反転用の</p>

	<p>可能性があるので、農業用の車両とはみなせないものや、資材等も撤去をしていただくように指導をしました。</p> <p>申請者からは、「解りました」とのご回答をいただきましたが、本日までに補正完了しなかった、という状態でございます。</p> <p>本人に伺ったところ、農地への復原の意向はあるとのことであり、第三事前審査会でも保留という形ではどうだろうかとのご意見を頂いておりますので、事務局としても保留が妥当ではないかと考えております。</p>
議長	他にご意見ご質問はございませんか。
委員長	(意見、質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員長	案件5については、譲受人の所有地のうち農地としての管理ができていない場所について12月1日までに是正するように指導し、今月は保留とすることといたします。また、それ以外の案件につきましては許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員長	(異議なし)
島田主任	それではそのように決定いたします。
島田主任	続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。 事務局より説明をお願いいたします。
島田主任	第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件。
島田主任	議案書は7ページをご覧ください、今月は1件の申請が出されております。
島田主任	議案書は8ページをご覧ください。
島田主任	案件1は、春野町芳原、畠、1,256m <sup>2</sup> 外1筆、合計1,624m <sup>2</sup> を、賃借人が経営する会社の建築資材置場を拡張するため、賃貸借権を設定するという申請です。
島田主任	現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地、緑が一体利用地である賃借人の資材置場兼従業員用駐車場です。
島田主任	農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。
島田主任	それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしました資料②をご覧ください。
島田主任	事業計画書によりますと、賃借人は現在、一体利用地を資材置場兼従業員用駐車場として利用しておりますが、事業規模の拡大に伴い、従業員の増員及び建築資材の増加によって保管場所が不足している状態が続いているとのことで、申請地は一体利用地に隣接しており、社用車20台分と増加した建築資材の保管場所に適しているため

選定したことです。

資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、一体利用地全体を駐車場とし、申請地全体を資材置場にする計画となっております。

造成計画については、切土、盛土はせず、申請地全体を砂利敷きとする計画です。

進入路は、北側に隣接している市道から一体利用地を経由して進入する計画です。

雨水の排水については、自然浸透を基本とし、溢水については申請地東側に集水枡を3か所設け、県道側溝へ排水する計画となっております。県道側溝への排水同意は、申請準備中とのことです。

申請地周辺の状況については、北側は市道を挟んで畠、県道を挟んで畠、東側は雑種地、南側は畠、西側は宅地となっております。

被害防除計画の対象となる農地は、北側と南側の畠ですが、申請者代理人によると、いずれの農地所有者からも同意書が得られなかったとのことで、被害防除計画書が添付されております。

資料3枚目の被害防除計画書をご覧ください。

被害防除計画書によりますと、申請地は現状のまま利用し、砂利敷きとすることで土埃等の発生を抑制し、資材置場として利用するため、周辺農地に日照、通風等の悪影響を及ぼす恐れはないと考えることです。

なお、10月20日に廣瀬農業委員、上田正則農地利用最適化推進委員、事務局で現地調査を行った際、上田委員から「以前大雨が降ったとき、申請地から溢れ出た雨水が泥水となって、一体利用地を通って市道に溢れ出ていたと、地域住民から苦情が上がっている」との報告があったため、申請者代理人にその旨を伝え、市道に雨水が流出しない排水対策を講じるよう依頼したところ、昨日、差し替え資料として2枚目とのおり、集水枡の設置と県道側溝への排水計画となりました。また、隣地の同意が得られなかった理由についても、書面で提出するよう依頼していたところ、これも昨日差し替えとして3枚目の⑤のとおり、「交通量の増加や騒音が発生するため、同意したくない。」とのことでした。

添付書類については、申請地はすでに工事が行われているため、始末書が添付されています。

資金証明書類として、賃借人名義の金融機関の通帳の写しが添付されており、転用に必要な資金が貯えることを確認しております。なお、すでに砂利敷き工事が行われているため、資金計画は借地料のみとなっております。また、賃借人は法人のため、法人関係書類も添付されております。その他、一体利用地に賃借人が権限を有してい

	<p>これが確認できる資料として、土地賃貸借契約書が添付されております。</p> <p>土木委員の意見については、西側に隣接する農道については問題ないが、近隣住民との騒音問題があったので、それが解決していれば特に意見はありません、とのことでした。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第四事前審査会です。</p> <p>第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>はい、案件1は事前審査会後に排水計画の見直しがあったとのことですが、事前審査会の時点での内容を報告いたします。事前審査会の時点では、排水は自然浸透の計画となっておりましたが、地元の推進委員より「今回の申請地の土が、雨が降った際に市道に流れ出ているため、近所の農地所有者から苦情が出ており、排水計画の見直しが必要である」との意見をお聞きしました。</p> <p>また、「隣地との同意を得られるように、あらためてお願いしたい」との意見もあり、今回は保留とすることが妥当と判断しました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
大野委員	<p>このような案件の場合は、2分の1を超えての増設は問題ないのでしょうか。</p>
竹内係長	<p>今回の申請地は第2種農地となりますので、問題ありません。</p> <p>2分の1を超える面積の拡張をしてはいけない場合は、第1種農地の場合になります。第1種農地は原則許可にはなりませんが、既存施設の面積の2分の1を超えない範囲での転用を行う場合でしたら許可にできますよという、いわゆる不許可の例外という規則を用いることができます。</p>
議長	<p>他にご意見やご質問はありませんか。</p>
委員	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p>
委員	<p>案件1につきましては事前審査会での意見を受けて、申請地の排水計画が見直されたところですが、改めて事前審査会で審査する必要があると思いますので、今日は保留とすることに決定いたしますが、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p>
委員	<p>それでは、そのように決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に</p>

島田主任

による計画の件を議題といたします。

今月は、所有権移転、貸借権設定、中間管理権設定・一括方式がありますが、全て一括して審査いたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

第3号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件

①所有権移転

議案書は10ページをご覧ください。今月は2件の申請が出されております。

議案書は11ページに、所有権移転の総括表を掲載しておりますのでご覧ください。

今月は、所有権の移転をする者が2人で延べ2人、所有権の移転を受ける者が2人で延べ2人、所有権を移転する農地は田が4筆で4,303m<sup>2</sup>です。

それでは、案件の説明をしますので、12ページをご覧ください。

案件1は、春野町東諸木、田、2,001m<sup>2</sup>を、売買により所有権を移転するものです。

令和4年5月12日に売却の申し出があり、令和5年10月12日にJA高知県春野支所にて、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。

続きまして、案件2は、春野町西諸木、田、692m<sup>2</sup>外2筆、合計2,302m<sup>2</sup>を、売買により所有権を移転するものです。

令和5年3月30日に売却の申し出があり、令和5年10月12日にJA高知県春野支所にて、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとったものです。

なお、本案件は、農地法第3条による賃貸借権が設定されておりましたが、後ほど報告します、議案外報告④の案件5の合意解約後に申請されたものです。

また、議案書の金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額を記載しております。

所有権移転については以上です。

続きまして、②貸借権設定についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

今月は12件の申請があり、内訳は新規設定が4件、更新設定が8件となっております。

15ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が12人で延べ12人、利用権の設定を受ける者が8人で延べ12人となっております。

土地の内訳は、田が44筆で30,260.91m<sup>2</sup>、畑が3筆で1,287m<sup>2</sup>、合計47筆で31,547.91m<sup>2</sup>となっております。

設定の内訳は、新規設定が 15 筆で  $12,635 \text{ m}^2$ 、更新設定が 32 筆で  $18,912.91 \text{ m}^2$ となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

利用権設定の開始日は、全て令和 5 年 12 月 1 日となっております。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

議案書は 16 ページをご覧ください。

案件 1 は、五台山、田、 $2,299 \text{ m}^2$  外 1 筆、合計  $3,068 \text{ m}^2$  に 5 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 2 は、五台山、田、 $1,708 \text{ m}^2$  外 1 筆、合計  $3,088 \text{ m}^2$  に 5 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 17 ページの案件 3 は、布師田、田、 $333 \text{ m}^2$  外 5 筆、合計  $4,057 \text{ m}^2$  に 10 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 22 ページの案件 11 は、春野町弘岡中、田、 $507 \text{ m}^2$  外 4 筆、合計  $2,422 \text{ m}^2$  に、5 年間賃貸借権を設定するものです。

貸借権設定については以上です。

続きまして、③中間管理権設定・一括方式についてご説明いたします。

議案書は 25 ページをご覧ください。

今月は 3 件の申請があり、内訳は新規設定が 1 件、更新設定が 2 件となっております。

議案書は 26 ページに、中間管理権設定・一括方式の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が 4 人で延べ 6 人、利用権の設定を受ける者が 4 人で延べ 6 人となっております。

土地は、田が 8 筆で  $5,199 \text{ m}^2$  となっております。

設定の内訳は、新規設定が 5 筆で  $3,360 \text{ m}^2$ 、更新設定が 3 筆で  $1,839 \text{ m}^2$  となっております。

期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。議案書 28 ページをご覧ください。

案件 3 は、春野町森山、田、 $806 \text{ m}^2$  外 4 筆、合計  $3,360 \text{ m}^2$  を 3 年間公社が借り受け、最終貸付者に 3 年間貸し付けるという使用貸借権の新規設定です。

以上、更新の案件も含め、計画の内容は、経営面積・従事日数等、改正前・農業経

	<p>當基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>全ての案件について、計画が妥当なものと決定されると、令和 5 年 12 月 1 日付 けで高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第 3 号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>中間管理権設定・一括方式の案件 1 について、計画を妥当なものと認めました。</p>
大崎委員長	<p>第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>貸借権設定の案件 1 から案件 2 について、計画を妥当なものと認めました。</p>
森田委員長	<p>第三事前審査会の中島正根副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>貸借権設定の案件 3 から案件 10 について、計画を妥当なものと認めました。</p>
中島(正)委員長	<p>第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>所有権移転の案件 1 から案件 2、貸借権設定の案件 11 から案件 12、中間管理権設 定・一括方式の案件 2 から案件 3 について、計画を妥当なものと認めました。</p>
川澤委員長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>ご意見や質問がございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>(意見、質問なし)</p>
委員長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p>
委員長	<p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p>
島田主任	<p>全ての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。</p> <p>議案外の報告を事務局より一括してお願いします。</p> <p>議案外の案件について、まとめて報告いたします。</p> <p>先ず「①農地法第 3 条の 3 の規定による農地取得届出の件」について報告いたします。議案書は 30 ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は 5 件の届出があり、地区の内訳は、朝倉が 1 件、鴨田が 1 件、五台山が 2 件、 大津が 1 件となっております。</p> <p>それぞれの案件については、議案書 31 ページ以降に掲載しております。</p> <p>全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認していただき、事 務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、「②農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件」につ</p>

いて報告いたします。議案書は 37 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は 2 件の届出があり、地区の内訳は、中央が 1 件、鴨田が 1 件となっております。

それぞれの案件については、議案書 38 ページに掲載しております。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件」について報告いたします。議案書 40 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は 7 件の届出があり、地区の内訳は、朝倉が 4 件、中央が 1 件、長浜が 1 件、大津が 1 件となっております。それぞれの案件については、議案書 41 ページ以降に掲載しております。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件」について報告いたします。議案書 44 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は 5 件の通知があり、地区の内訳は、布師田が 1 件、大津が 2 件、春野が 2 件となっております。それぞれの案件については、議案書 45 ページ以降に掲載しております。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことを確認していただき、事務局長専決処理により受理しております。

なお、案件 3 と 4 は、第 1 号議案の案件 5 で説明しましたとおり、所有権を移転するためには解約したものです。

また、案件 5 についても、第 3 号議案の改正前・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件、①所有権移転の議事で説明しましたとおり、所有権を移転するためには解約したものです。

続きまして、「⑤非農地証明願の件」について報告いたします。

議案書 49 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は 15 件の非農地証明願があり、地区の内訳は、朝倉が 2 件、潮江が 1 件、三里が 1 件、高須が 1 件、一宮が 3 件、介良が 1 件、春野が 6 件となっております。

それぞれの案件については、議案書 50 ページ以降に掲載しております。

全ての案件について、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認をし、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、「⑥買受適格者証明願の件」について報告いたします。

議案書 55 ページをご覧ください。

買受適格証明とは、民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売等に際して、売却する物件の中に農地が含まれていた場合、その農地を申請者が買い受けができるとの証明です。

競売、公売による売買であっても、農地を買い受ける場合には農地法第3条許可若しくは農地法第5条による許可等が必要になります。

もしも入札の結果、最高価格で落札した者が、農地法第3条による農地の買受け、あるいは農地法第5条による転用のための農地買受けができなかった場合、入札をやり直す必要が生じてしまうことから、入札に参加する者は、あらかじめ落札した場合に農地法第3条若しくは農地法第5条許可等を受けることができるという、許可権者の証明を添付して入札に参加することとされているものです。それでは案件の内容についてご説明いたします。

今月は2件の買受適格証明願が出されており、2件とも地区は五台山で、56 ページは農地法第3条申請、57 ページは農地法第5条届出を、それぞれ予定していた案件となっております。

両案件とも同じ筆が対象となっており、五台山、市街化区域、登記地目宅地、175.20 m<sup>2</sup>の内、現況が畠となっている 116.07 m<sup>2</sup>外 3 筆、合計 281.87 m<sup>2</sup>について、高知地方裁判所が実施する競売に参加するため、買受適格証明願が提出されたものです。なお、残地については宅地のままとなっており、農地法第3条の適用を受けないため、買受適格証明の対象とはなりません。

担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地を確認し、問題ないと判断されましたので、事務局長専決処理により証明書を交付しております。

なお、競売の結果、案件1の申請者が落札し、10月19日付けで農地法第3条申請がされております。内容については次回の農地総会で説明いたします。

以上で、議案外報告を終わります。

議案外の報告に関して、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

質問よろしいでしょうか。

はい、中島正根委員。

38 ページの案件1ですが、登記面積と申請面積が違いますが、どういうことでしょ

うか。

お答えします。登記面積が 2,286 m<sup>2</sup>で転用面積が 927 m<sup>2</sup>で、残りの部分を畠のまま残して使用するという届出となっております。

議長  
中島（正）委員

議長  
中島（正）委員

竹内係長

中島（正）委員 竹内係長 議長 委員 議長	申請地の登記面積が、2,286 m <sup>2</sup> ということですね。 はい、申請地の一部分、927 m <sup>2</sup> のみ転用を行うということになります。 他にご意見や質問はございませんか。 (意見、質問なし) 他にご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。
事務局連絡 議長 竹内係長 議長 植田委員 竹内係長 上田次長 議長	事務局からの連絡をお願いします。 それでは事務局より、前回の農地総会での質問に対する回答をお願いします。 先月、農地法3条の申請がありました、春野町弘岡中の土地について、植田委員から、申請地への進入路に関するご質問がありましたが、隣地の土地の所有者が分からず、回答を保留としておりました。 申請地北西側が申請者の母親所有の土地ですので、そちらの土地を経由してから進入とのことです。 植田委員、よろしいでしょうか。 はい、わかりました。 (「転用許可申請等の結果について（報告）」を説明) (「令和5年度今後のスケジュール（予定）」を説明) 事務局からの連絡に関して、ご意見ご質問はございませんか。
次回農地総会 議長	ご意見やご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。 次回の農地総会は令和5年12月6日（水）を予定しております。
閉会 議長	（議長 加藤孝幸 挨拶して閉会を宣す。（午後4時45分閉会）） お疲れ様でした。 以上で、第77回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 6 年 12 月 9 日

議長

加藤孝章

議事録署名委員

久保野美男

議事録署名委員

植田俊博

議事録作成者

岡本 誠一